

丸亀市建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丸亀市建設工事検査規程（平成17年訓令第69号。以下「規程」という。）第10条の2第2項の規定に基づき、市が施行する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績評定について必要な事項を定め、公平かつ的確な評定を行うことにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 規程第10条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、評定を省略することができる。

- (1) 災害復旧等の応急工事又は緊急工事で比較的工期の短いもの
- (2) 修繕工事等で監督職員の現場指示を要しないもの

(評定者)

第3条 評定者は、次の区分により定める。この場合において、各評定者は、兼ねることができない。

- (1) 工事のうち、市長又は総務部長が指定し、総務部庶務課が行う検査（以下「指定検査」という。）

当該工事の監督職員、管理職員及び庶務課契約担当検査職員

- (2) 指定工事以外の工事施行主管課が行う工事

当該工事の監督職員、管理職員及び検査職員

2 前項に規定する監督職員及び検査職員は、規程に定める職員とし、管理職員は、担当長、副課長又は課長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して、公正かつ公平に行う。

2 検査職員は、評定を行ったときは、工事成績評定表（様式第1号）を作成しなければならない。

(評定の時期)

第5条 評定は、被評定工事の竣工確認後、速やかに行う。

(評定結果の通知等)

第6条 市長は、評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第2号）により通知する。

(評定の修正等)

第7条 市長は、前条の規定により評定の結果を通知した後、評定を修正することが適当と認める場合は評定を修正し、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績修正評定通知書（様式第3号）により通知する。

- 2 評定を修正することが適当と認める場合とは、竣工検査完了後において、目的物の引渡しを受けた後、契約不適合責任期間中に受注者の契約不適合が判明し、この契約不適合の修正を行う場合をいうものとする。
- 3 前項に規定する契約不適合責任期間及び契約不適合は、丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）に規定するものとする。

（説明の請求等）

第 8 条 前 2 条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を含む。）以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を受けることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該評定者が様式第 4 号による説明書を作成し、速やかに回答する。

（公表）

第 9 条 公表は、工事成績評定表及び工事成績評定通知書を閲覧に供して行う。

- 2 閲覧は、総務部庶務課に置く入札結果等閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行う。
- 3 閲覧をしようとする者は、入札結果等閲覧簿（様式第 5 号）に所定の事項を記入したうえ、前項に規定する閲覧所において閲覧するものとする。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、令和 7 年 2 月 25 日から適用する。